

改正後	改正前
<p data-bbox="151 235 783 264">福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱</p> <p data-bbox="363 300 719 329" style="text-align: center;"><u>最終改正 令和2年4月1日</u></p> <p data-bbox="156 369 236 398">(定義)</p> <p data-bbox="151 407 783 510"><b>第2条</b> この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であつて、市が発注するものをいう。</p> <p data-bbox="156 519 177 548">2</p> <p data-bbox="156 557 783 689">3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約(当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、その<u>全</u>ての下請契約を含む。)における請負人をいう。</p> <p data-bbox="156 698 783 1093"><b>4</b> <u>この要綱において「現場代理人」とは、法第19条の2及び福島市財務規則(平成15年規則第34号)第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、建設工事の契約の履行に関し、請負契約における建設工事の場所又は事業場(以下「工事現場」という。)に常駐し、運営、取締りを行う者をいい、受注者の代理として広い権限を行使することができる。ただし、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領並びに工事関係者に関する措置請求の権限は与えられていない。</u></p> <p data-bbox="156 1102 427 1131">(一括下請負の禁止等)</p> <p data-bbox="151 1140 783 1704"><b>第3条</b> <u>元請負人がその下請工事の施工に関し、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行わない等実質的に関与することなく、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して第三者に請け負わせる一括下請負(いわゆる「丸投げ」)は、中間において不合理な利潤の搾取、建設工事の品質や安全性の低下、労働条件の悪化、実際の建設工事の施工における責任の役割や所在を不明確にするおそれが生ずるとともに、不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、ひいては注文者である市の機関の信頼を損なうおそれがあるうえ、様々な影響や弊害を生ずるおそれがあるため、法第22条及び入契法第14条の規定によりこれを禁止するものとする。</u></p> <p data-bbox="156 1713 783 1957">2 <u>重層的な下請負は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化や分業化、必要な機器や工法が多様化への対応等のため、ある程度は必然性並びに合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、前項に示した弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行わないものとする。</u></p> <p data-bbox="156 1966 783 2063"><b>3</b> <u>受注元請負人は、特殊で専門的な工事等を除き、できる限り下請負の次数を3次以内とし、下請負人に対して、なるべく当該下請負に付する部</u></p>	<p data-bbox="812 235 1294 264">福島市元請・下請関係適正化指導要綱</p> <p data-bbox="1023 300 1401 329" style="text-align: center;">最終改正 平成31年4月1日</p> <p data-bbox="817 369 896 398">(定義)</p> <p data-bbox="812 407 1444 510"><b>第2条</b> この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であつて、市が発注するものをいう。</p> <p data-bbox="817 519 837 548">2</p> <p data-bbox="817 557 1444 689">3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約(当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。)における請負人をいう。</p> <p data-bbox="817 1102 1088 1131">(一括下請負の禁止等)</p> <p data-bbox="812 1140 1444 1384"><b>第3条</b> 一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工における責任の所在を不明確にするおそれ、注文者である市の機関の信頼を損なうおそれその他の弊害を生ずるおそれがあるため、これを禁止するものとする。</p> <p data-bbox="817 1713 1444 1816">2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行わないものとする。</p>

分の工事を直接施工するよう指導し、不必要な重層下請負が行われないよう留意しなければならない。

(下請の選定)

**第4条** 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法第3条により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者(いわゆる「無許可業者」。建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第1条の2で定める工事1件の請負金額が500万円未満の軽微な建設工事(建築一式工事にあつては、工事1件の請負金額が1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事)のみを請け負うことを営業とする者を除く。)又は法第28条第3項の規定に基づく営業の停止若しくは法第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者並びに当該停止又は禁止されている営業の範囲に係る者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次の各号に掲げる事項の全てが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における建設工事の成績が優良であること。
- (2) 建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3)
- (4) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (5) 工事現場ごとに、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第5条の規定により、雇用管理責任者を選任し、労働条件を適正に管理していると認められること。
- (6) 一の工事現場に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 現に事業の附属寄宿舍に労働者を寄宿させている者にあつては、労働基準法第95条の規定により、寄宿舍規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていること。
- (8) 建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。なお、外国人を就労させる場合には、元請負人は、一号特定技能外国人、外国人

(下請の選定)

**第4条** 元請負人は、下請負人の選定にあつては、その建設工事の施行に関し法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) 建設工事を施行するに足りる技術力を有すること。
- (3)
- (4) 財務内容が良好で、経営が安定していること。
- (5) 請負契約における工事の場所又は事業場(以下「工事現場」という。)ごとに、雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (6) 一の工事現場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。なお、外国人を就労させる場合には、元請負人は、一号特定技能外国人、外国人

技能実習生及び外国人建設就労者の在留資格に基づく従事状況の把握に努めるものとする。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力等が経営又は運営に実質的に関与していない者、又はこれらと密接な関係を有しない者とすること。

(10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

(11) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(12) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(13) 健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に係る保険等(以下「社会保険等」という。)に加入している者(以下「社会保険等加入者」という。)とすること。ただし、いずれについても加入義務がない者は除く。

3 元請負人がやむを得ず社会保険等加入者でない者を下請負人として選定する場合には、自らの元請負人を通じ受注元請負人へ具体的な理由を記した書面(以下「理由書」という。)(参考様式第1号)を提出し、確認を受けなければならない。

4 受注元請負人が、前項の理由書を確認し、やむを得ないと認める場合には、元請負人は下請負人に対して、それぞれの事情に応じた期間内に、社会保険等加入者となるように指導しなければならない。また、認められない場合には、元請負人は下請負人に対して、社会保険等加入者となるように指導するとともに、社会保険等加入者となったことが確認できるまで下請負人として選定してはならない。

5 受注元請負人は、第3項の理由書を市長へ提出し、確認を受けなければならない。

6 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、公正性の確保に留意しつつ、できる限り当該契約の相手方に、市内に本店、本社(支店、営業所、出張所、代理店を除く。)を有する者(以下「市内業者」という。)を優先して選定するよう努めるものとする。また、工所用資材、建設機械等の調達に当たっても同様に、できる限り当該購入又は

技能実習生及び外国人建設就労者の在留資格に基づく従事状況の把握に努めるものとする。

(8) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

(9) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(10) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(11) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(12) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に係る保険等に加入している者(以下「社会保険等加入者」という。)とすること。ただし、加入義務がないものは除く。

(13) 元請負人がやむを得ず社会保険等加入者でない者を下請負人として選定する場合、自らの元請負人を通じ受注元請負人へ具体的な理由を記した書面(以下「理由書」という。)(参考様式第1号)を提出し確認を受けなければならない。

受注元請負人は、その理由書を確認しやむを得ないと認める場合、元請負人は下請負人に対し事情に応じた期間内に社会保険等加入者になるよう指導しなければならない。

また、認めない場合には、元請負人は下請負人に対し社会保険等加入者となるように指導するとともに、社会保険等加入者となったことが確認できるまで下請負人として選定してはならないものとする。

(14) 受注元請負人は、その理由書を市長へ提出し確認を受けなければならない。

借入契約の相手方に、市内業者を優先して選定するよう努めるものとする。

7 受注元請負人は、下請負人の選定に当たっては、公正性の確保に留意しつつ、できる限り当該契約の相手方に、社会通念上相当であると認められない競争関係にあるべき同一の建設工事に係る入札案件に参加した他の業者(いわゆる「相指名業者」)を選定しないよう努めるものとする。

(適正な下請契約の締結等)

第5条 元請負人及び下請負人は、この要綱を遵守し、工事開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)、又はこれに準拠した下請契約書により双方が合意のうえ、下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、法第18条から法第20条までの規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)第8条の規定並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条の規定、元方事業者による建設現場安全管理指針(平成7年4月26日基発第267号の2)に基づき、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 当該建設工事の着工前に書面による契約を徹底するとともに、できる限り契約条件に次の条項を加えるものとする。「請負人は、福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は、請け負わせた者に同要綱を遵守するよう指導しなければならない。」

(2) 施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、施工制約、労働時間その他の労働条件及び安全衛生その他の労働環境並びに適正な工期、工程(工事を施工しない日又は時間帯の定めを含む。)等の下請契約に関する具体的内容を提示すること。

(3) 当該建設工事の見積をするために必要な令第6条で定める一定の見積期間を設定すること。

(4) 労働災害防止対策の実施者並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費(いわゆる「安全衛生経費」)の負担者の区分を明確化するとともに、適切な水準の賃金等に加えて、社会保険等の法定福利費(社会保険等及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の法定事業主負担分)相当額(以下「法定福利費」という。)、建設業退職金共済制度等に基づく事業主負担額等、法第19条の3に規定

(適正な下請契約の締結等)

第5条 元請負人並びに下請負人は、この要綱を遵守し、工事開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款、又はこれに準拠した下請契約書により下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けるものとする。また、見積書の内訳に法定福利費を明示するとともに、下請契約に係る請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする。

する「通常必要と認められる原価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)」に含まれる必要な諸経費を見込んだ適正な額の請負代金での下請契約を締結すること。

(5) 見積書の内訳及び下請契約に係る請負代金内訳書に法定福利費を明示すること。

(6) 請負代金の決定に当たって、公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を参考資料として取扱う場合には、公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金や事業主が負担すべき必要諸経費(法定福利費、安全衛生経費等)は含まれていないことから、特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費、その他の割増に考慮する等、適切に取扱うこと。

(7) 請負代金の決定に当たって、下請負人と十分な協議をせず、若しくは下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示(指値)し、その額で下請負人に契約を締結させる行為(いわゆる「指値発注」)を行わないこと。

(8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に係る下請契約を行う場合には、同法第13条の規定に基づき、分別解体等の方法、解体工事及び再資源化等に要する費用並びに再資源化等をする施設の名称及び所在地等の事項を書面に記載すること。

(9) 建設工事を施工するために「通常必要と認められる期間(建設工事に従事する者の休日等の不稼働日、準備や後片付け期間、天候等の作業不能日数等を考慮)」に比して「著しく短い期間を工期」とする下請契約を締結しないとともに、当該工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、法第19条第2項の規定に基づく双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事の下請契約を締結すること。

3 元請負人は、法第19条の3の規定により、自己の取引上の優越的な地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額を請負代金の額(いわゆる「不当に低い請負代金」)とする下請契約を締結してはならない。

4 元請負人は、法第19条の4の規定により、自己の取引上の優越的な地位を不当に利用し、一般的な要請を超えて、工事に用資材、建設機械等の

3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価(消費税相当分を含む。)に満たない金額を請負代金の額とする下請契約は締結しないものとする。

4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購

調達先を指定し、その利益を害するおそれがある購入又は借入の契約を締結してはならない。

5 前2項の行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第9項第5号に規定する取引の一方の当事者が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして、不当に不利益を与える行為(いわゆる「優越的な地位の濫用」)に該当するおそれがあり、元請負人は、不公正な取引方法として禁止する同法第19条の規定に違反する行為をしてはならない。

6 元請負人は、法第24条の2の規定により、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。

7 元請負人は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第3条第3項の規定により、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないように配慮するものとする。

8 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、法第24条の4第1項の規定により、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。

9 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、法第24条の4第2項の規定により、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

#### (下請代金の支払の適正化等)

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 下請契約締結後、正当な理由なく下請代金の額を減じないこと。(資材等の著しい上昇に伴う工事内容の変更をした場合において、当該下請代金の増額をしないことにより、実質的に減額する場合を含む。)

(2) 下請工事に必要な資材を元請負人から有償支給させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

(3) 下請代金の支払は、法第24条の3第2項の規定及び下請中小企業振興法(昭和4

入先を指定し、購入させないものとする。

5 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。

6 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を下請負人に付けないう配慮するものとする。

7 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。

8 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

#### (下請代金の支払の適正化等)

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。

(2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に

5年法律第145号)第3条第1項の規定による振興基準により、下請負人に対し、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当額については、全額を現金払とすること。また、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

- (4) 前払金の支払を受けたときは、法第24条の3第3項の規定により、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。この場合において、担保措置を必要とするときは、損害保険会社による前払金保証制度が利用できるので当事者で措置すること。
- (5) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、法第24条の3第1項の規定により、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (6) 特定建設業の許可を受けた者(以下「特定建設業者」という。)が注文者となった下請契約(下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。以下同じ。)における下請代金の支払期日は、法第24条の6第1項の規定により、引渡しの申出の日(ただし、引渡しの日について、前条第9項ただし書の規定による特約がなされている場合は、その一定の日。次号において同じ。)から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
- (7) 前号の下請代金の支払期日を定められなかったときは、引渡しの申出の日が、前号の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは、法第24条の6第2項の規定により、引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日が、それぞれ支払期日として定められたものとみなすものとする。
- (8) 前2号による支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、法第24条の6第4項の規定により、下請負人に対し、

支払うこと。

- (3) 下請契約締結後、正当な理由なく下請代金の額を減じないこと。
- (4) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 特定建設業者が注文者となった下請契約(下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。)における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日(引渡しの日について第5条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。)から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
- (6) 前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。
- (7) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項の申出の日から50日を経過し

前条第9項の申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

- (9) 手形期間は、90日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めることとし、特別な事情がある場合であっても120日を超えないようにすること。また、下請負人が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式(ファクタリング方式)を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間となるよう努めること。
- (10) 法第24条の6第3項の規定並びに下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第4条第2項第2号に規定する一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者)による割引を受けることが困難であると認められる手形期間120日を超える長期手形を交付しないこと。
- (11) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人が手形払の現金化(いわゆる「手形の割引」)にかかるその割引料(一定の利息)等に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。
- (12) 元請負人が下請代金の支払時に、支払に関して発生する諸費用や施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用、一方的に提供又は貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を差引く(相殺する)行為(いわゆる「赤伝処理」)は、適正な手続きに基づかない場合には法に違反するおそれがあるため、下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、元請負人と下請負人双方の協議又は合意が必要であり、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示すること。

2

3 受注元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金及び賃金の不払い等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮をするものとする。

た日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

- (8) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
- (9) 手形期間は、90日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。
- (10) 一般金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (11) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。

2

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するものとする。

2 下請負人は、雇用及び労働条件の改善に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

(1) 令第7条の3各号に掲げる法令の遵守及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払うこと。

(2)

(3) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の工事現場に常時10人以上の労働者を使用する者にあつては、労働基準法第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ること。

(4)

(5)

(6) 労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮し、労働時間管理を適正に行うこと。

3 下請負人は、安全衛生の確保に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

(1)

(2)

(3) 任意の労働者災害補償制度に加入する等工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

4 下請負人は、福祉の充実に関し、次に次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

(1) 元請負人に対して法定福利費を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保のうえ、適正に社会保険等の保険料を納付するとともに、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しては、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めなければならない。

(2) 自ら雇用する全ての建設労働者に対し、社会保険等の保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に加入させること。

(3) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度等による退職金制度確立のため、加入等の促進及び履

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

2 雇用及び労働条件の改善に関して次に掲げる事項

(1)

(2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の工事現場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

(3)

(4)

(5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮すること。

3 安全衛生の確保に関して次に掲げる事項

(1)

(2)

4 福祉の充実に関して次に掲げる事項

(1) 下請負人は、適正に社会保険等の保険料を納付するとともに、社会保険等加入者となれない建設労働者に対しては国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めなければならない。

(2) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても国民年金基金に加入するよう指導に努めなければならない。

行の徹底に努めなければならない。

(4) 自ら雇用する建設業退職金共済制度の対象建設労働者に係る共済証紙を購入し、当該建設労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(5) 自らが使用する全ての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

5 下請負人は、福利厚生施設の整備に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

(1) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(2) 工事現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。

6 下請負人は、適正な雇用管理に関し、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

(1) 雇用管理責任者を選任し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(2) 建設労働者の募集は、適正に行うこと。

(3) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

7 下請負人は、建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術若しくは技能の研修又は教育訓練等の充実や、技術、技能資格等の取得の奨励等に努めること。

8 前各号に掲げる事項のほか、関係法令等を遵守すること。

(受注元請負人の下請負人に対する指導等)

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該建設工事に係る全ての下請負人が前条に定める事項について措置を講ずるよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2

(受注元請負人の他の元請負人に対する指導)

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係る全ての元請負人に対して、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものと

(3) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

5 福利厚生施設の整備に関して次に掲げる事項

(1) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(2) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。

6 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。

7 適正な雇用管理に関して次に掲げる事項

(1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(2) 建設労働者の募集は、適法に行うこと。

(3) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

8 前各号に掲げる事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

(受注元請負人の下請負人に対する指導等)

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該建設工事に係るすべての下請負人が前条に定める事項について措置を講ずるよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2

(受注元請負人の他の元請負人に対する指導)

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係るすべての元請負人に対し、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものと

する。

(受注元請負人の遵守事項)

第10条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 工事現場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者(以下「下請指導責任者」という。)を置かなければならない。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。

(2) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。

(3)

2 工事現場に現場代理人及び法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の管理及び当該工事現場の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 現場代理人は、原則として、工事現場に常駐しなければならない。

(2) 令第2条で定める下請契約に係る請負代金の額(その建設工事に係る下請契約が2以上あるときは、その請負代金の額の総額。以下同じ。)が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置かなければならない。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(3) 令第27条で定める請負金額が3,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で配置しなければならない。この場合において、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ず当該工事現場への常駐(現場が稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。

(4) 前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

3 受注元請負人は、法第16条の規定に基づき、

する。

(受注元請負人の遵守事項)

第10条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

2 工事現場ごとに、他のすべての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者(以下「下請指導責任者」という。)を置かなければならない。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。

3 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。

4

5 工事現場に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括監理を行うこと。この場合においては、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 現場代理人は、原則工事現場に常駐すること。

(2) 下請契約金額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(3) 請負金額が3,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任で配置しなければならない。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ず当該工事現場への常駐(現場が稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。

(4) 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

特定建設業者でなければ、その請け負った建設工事について、令第2条で定める下請契約に係る請負代金の額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上となる下請契約を締結してはならない。

4 受注元請負人が、特定建設業者である場合は、関係法令等を遵守するとともに、法第24条の7の規定に基づき、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に努めるものとする。

(施工体制台帳の写しの提出)

第11条 受注元請負人は、下請契約がある場合において、その金額にかかわらず下請工事の契約締結後、入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条の8に規定する施工体制台帳(参考様式第2号の1、2)、施工体系図(参考様式第3号)を作成し、入契法第15条第2項の規定に基づき、その写しを提出しなければならない。

2 受注元請負人は、前項の施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)について、工事現場ごとの備え置き等を徹底するとともに、施工体系図を工事現場内の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

3 施工体制台帳等には、法第24条の8及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2並びに入契法第15条等の関係法令の規定で定める事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 発注者との契約書及び下請契約書の写し  
(法定福利費を明示した箇所を添付)

(2)

(3)

(4)

(5) 工事担当技術者台帳(監理技術者、主任技術者、全ての下請負人を含む。)及び元請負人の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載したものをいう。(参考様式第4号)

4 受注元請負人は、施工体制台帳等を作成したときは、速やかに提出し、公共工事の技術上の管理をつかさどる者(以下「施工技術者」という。)の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検を市長より求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

5 市長は、入契法第16条の規定に基づき、施工体制台帳等の施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものにするため、受注元請負人に対し、下請負関係一覧表(様式第1号)を作成させ、当該工事現場の施工体制、社会保険等の加入状況等の確認及び施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検並びに

(施工体制台帳の写しの提出)

第11条 受注元請負人は、下請契約がある場合において、その金額にかかわらず下請工事の契約締結後、入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条の7に規定される施工体制台帳(参考様式第2号の1、2)、施工体系図(参考様式第3号)を作成し、入契法第15条第2項の規定に基づきその写しを提出しなければならない。

2 受注元請負人は、前項の施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という)を工事現場ごとに備え置き、又施工体系図を工事現場内の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

3 施工体制台帳等には、法第24条の7及び法施行規則第14条の2並びに入契法第15条等の関係法令の規定で定める事項を記載し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 発注者との契約書及び下請契約書の写し

(2)

(3)

(4)

(5) 工事担当技術者台帳(監理技術者、主任技術者、すべての下請負人を含む)及び元請負人の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載したものをいう。(参考様式第4号)

4 受注元請負人は、施工体制台帳等を作成したときは、速やかに提出し、公共工事の技術上の管理を司る者(次項において「施工技術者」という。)の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検を市長より求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

5 市長は施工体制台帳等の施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものにするため、受注元請負人に対し、下請負関係一覧表(様式第1号)を作成させ、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検その他必要な措置を講じなければならない。

徹底について必要な措置を講じなければならない。

6 施工体制台帳等の記載事項に変更があったときは、遅滞なく変更後における事項を記載したものを提出しなければならない。

7 受注元請負人は、施工体制台帳等を作成したときは、法第40条の3及び建設業法施行規則第26条の規定により、請負工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから5年間保存しなければならない。また、建設業法施行規則第26条の規定による完成図、打合せ記録、施工体系図等については、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間保存しなければならない。

8 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項及び福島市財務規則第185条に規定する随意契約による請負金額130万円未満の建設工事については、第3項第5号の工事担当技術者台帳及び第5項の下請関係者一覧表の提出は省略することができる。

(下請負報告書の提出)

第12条 受注元請負人は、請負金額が500万円以上の建設工事について、建設工事に係る下請契約を締結した場合は、福島市請負工事検査規程(平成31年4月1日付け訓令第16号)第5条の竣工検査合格後、1月以内に下請報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに下請負報告書を提出することができないやむを得ない事由があると認めるときは、当該下請契約に係る部分について、当該下請報告書の提出期限を支払手続等の完了後とすることができる。この場合において、受注元請負人は、当該下請契約に係る支払手続等の完了後、遅滞なく当該下請報告書を提出しなければならない。

3 市長は、建設工事の施工又は管理等について著しく不適当と認められる下請がなされていると認められる建設工事について、必要があると認めるときは、受注元請負人に対し、当該下請報告書の提出を求めることができる。この場合において、受注元請負人は、市長が提出を求めた日から14日以内に当該下請報告書を提出しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、請負金額が500万円未満の建設工事についても、受注元請負人に対し、下請報告書の提出を求めることができる。

(再下請負通知書の作成)

第13条 受注元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせたときは、

6 施工体制台帳等の記載事項に変更があったときは、遅滞なく変更後における事項を記載したものを提出する。

7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項及び規則第185条に規定する随意契約による130万円未満の工事等については、第3項第5号の工事担当技術者台帳及び第5項の下請関係者一覧表の提出は省略することができる。

(下請負報告書の提出)

第12条 受注元請負人は、下請契約があった場合、工事完成検査完了後、1ヶ月以内に下請報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 正当な理由があり前項の規定期限まで支払い手続き等が完了しない下請契約がある場合、市長の了承を得て下請報告書のうち当該契約に係る部分について見込みで記載し提出することができる。なお、この場合、すべての支払い手続き等が完了後、遅滞なく当該下請契約に係る添付書類とともに下請報告書を提出するものとする。

3 市長は、工事の施工又は管理等について著しく不当と認められるときは随時、受注元請負人に対し、下請報告書を求めることができる。この場合、受注元請負人は、市長が提出を求めた日から14日以内に下請報告書を提出しなければならない。

(再下請負通知書の作成)

第13条 受注元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者にその工事の一部を請け負わせた

再下請負通知書(参考様式第5号の1、2)又はこれに準拠するものを提出しなければならない旨を下請負人に通知し、また、その旨の提出案内を工事現場内の工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。

2 元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請負人に通知するとともに、法第24条の7及び建設業法施行規則第14条の4等の関係法令の規定で定める事項を記載のうえ、作成された再下請負通知書を受注元請負人に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、受注元請負人に対し、前項の再下請負通知書の写しの提出を求めることができる。

#### (労働者の使用)

第14条 元請負人及び下請負人は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条に規定する労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条に規定する労働者派遣事業を行う者から派遣される労働者を同法第4条第1項第2号の建設業務に従事させてはならない。

#### (紛争の解決)

第15条 元請負人と下請負人との間において、請負契約に関する紛争が生じた場合は、両者は速やかに紛争の解決に全力を挙げなければならない。

2 前項によっても紛争の解決ができなかった場合には、法第25条に規定する中央建設工事紛争審査会若しくは都道府県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

3 前項のあっせん又は調停によっても紛争の解決ができなかった場合には、当該紛争の当事者双方とも審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

#### (工事实績情報の登録)

第16条 受注元請負人は、請負金額が500万円以上の建設工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、工事受注時、登録内容の変更時(工期、配置技術者、請負金額等)、工事完成時に工事实績情報を、福島市財務規則第191条第1項の規定に基づく工事監督業務を担当する職員として契約権者から指定された者(以下「監督員」という。)の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請をするものとする。

2 登録後は、速やかに登録されたことを証明する資料を、監督員へ提出するものとする。ただし、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場

きは、再下請負通知書(参考様式第5号の1、2)又はこれに準拠するものをその元請負人に提出するとともに、当該通知書の写しを受注元請負人に提出しなければならない旨を、下請負人に通知しなければならない。

2 市長は必要と認めるときは、受注元請負人に対し、前項の再下請負通知書の写しの提出を求めることができる。

合は、証明する資料の提出を省略することができる。

(実態調査及び調査結果による措置等)

第17条 市は、請負金額が500万円以上の建設工事について、別に定める「福島市請負工事現場施工体制点検マニュアル」に基づき、施工技術者の設置の状況や建設業許可を示す標識、労災保険関係成立票の掲示又は建設業退職者共済制度適用事業主工事現場標識等工事現場の施工体制等について調査し、法、入契法及び品確法並びに要綱等に違反する事項があった場合には、必要な措置を講ずることができるものとする。

2 市は、第11条第5項の下請負関係一覧表により市内業者の受注機会及び活用状況等の把握をしなければならない。

3 市は、工事現場における施工体制等の点検を通じて工事関係者に不適切な事項があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評価に適切に反映させるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、請負金額が500万円未満の建設工事についても、工事現場の施工体制等について調査することができるものとする。

5 市は、第1項の事実並びに次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、入契法第11条の規定に基づき、元請負人又は下請負人が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事(以下「建設業許可部局」という。)に対し、その事実を通知するものとする。

(1) 法第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること

(2) 入契法第15条第2項若しくは第3項又は同条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条、第26条の2若しくは第26条の3の規定に違反したこと

(3) 社会保険等未加入業者に該当すること(関係法令により適用除外とされている者は除く。)

(市の指導、助言等)

第18条 市は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次の各号に掲げる事項について措置を講ずることができるものとする。

(1) この要綱の遵守に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

(2) この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれ

(実態調査及び調査結果による措置等)

第14条 市は、請負金額が500万円以上の建設工事について、別に定める「福島市請負工事現場施工体制点検マニュアル」に基づき施工技術者の設置の状況や工事現場の施工体制等について調査し、法、入契法、及び要綱等に違反する事項があった場合には、必要な措置を講ずることができるものとする。

(市の指導、助言等)

第15条 市は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置を講ずることができるものとする。

1 この要綱の遵守に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言。

2 前号のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれ

が生じた場合において、受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるよう要請するための指示

**2 市は、元請負人若しくは下請負人が前項の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注元請負人に対し、福島市競争入札参加停止等取扱要綱(平成11年4月1日制定)に定める措置を講ずることができるものとする。**

- (1) 一括下請、下請代金の支払遅延又は特定資材等の購入強制等、下請契約関係が不適切であると認められる場合
- (2) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、**建設工事**の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合

**(3) 建設業許可部局から法の規定に違反する不正行為等に対する監督処分を受けた場合**

(適正化指導員による調査、指導等)

**第19条 この要綱の目的を達成するため、適正化指導員を置き、建設工事等の担当課長等及び契約検査課長をもって充てる。**

**2 適正化指導員は、第17条第1項の規定による受注者の適正な施工体制の確保等に関する必要な措置のほか、随時この要綱の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、前条第1項に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。**

(補則)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附則**

**(施行期日)**

**この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法**

れが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるための指示。

3 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でないことにより次のア又はイに掲げる場合が生じた場合、受注元請負人に対し福島市競争入札参加停止等取扱要綱(平成11年4月1日制定)に定める指名停止措置。

- (1) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等、下請契約関係が不適切である場合
- (2) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合。

(適正化指導員による調査、指導等)

**第16条** 適正化指導員(建設工事の担当課を所管する部等の次長をいう。)は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

律(令和元年6月14日公布)の改正規定に係る部分について、令和元年9月1日から施行の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内に施行することとされている部分は、この法律の政令で定める日(令和2年10月1日。ただし、法第27条、第27条の2第1項及び第27条の16第1項の改正規定(技術検定関係等の一部規定)に係る部分は、令和3年4月1日。)から施行し、同日から適用する。

(経過措置)

この要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から以降に契約する建設工事から適用し、施行日以前に契約した建設工事は、なお従前の例による。

(名称変更)

この要綱による改正前の福島市元請・下請関係適正化指導要綱(平成11年4月1日施行)を、この要綱による改正後の福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱に名称変更する。

下請負関係者一覧表

(契約権者あて)

年 月 日

Table with columns for contract number, work name, and recipient details.

Main table for subcontractor list with columns for contract number, name, and amount.

記入上の注意
全ての下請(二次下請以降も含む。)について記載すること。

下請負報告書

(契約権者あて)

(受注者)所在地
名称
代表者

年 月 日

印

1. 請負契約の状況

Table for contract status with columns for contract number, date, and amount.

2. 下請発注の状況

Table for subcontracting status with columns for contract date, amount, and status.

Table for subcontracting status with columns for contract date, amount, and status.

Table for subcontracting status with columns for contract date, amount, and status.

記入上の注意
全ての下請(二次下請以降も含む。)について記載すること。

Signature line table with columns for department head, chief, and others.

下請負関係者一覧表

(契約権者あて)

年 月 日

Table with columns for contract number, work name, and recipient details.

Main table for subcontractor list with columns for contract number, name, and amount.

記入上の注意
全ての下請(二次下請以降も含む。)について記載すること。

下請負報告書

(契約権者あて)

(受注者)所在地
名称
代表者

年 月 日

印

1. 工事請負契約の状況

Table for contract status with columns for contract number, date, and amount.

2. 下請発注の状況

Table for subcontracting status with columns for contract date, amount, and status.

Table for subcontracting status with columns for contract date, amount, and status.

Table for subcontracting status with columns for contract date, amount, and status.

記入上の注意
全ての下請(二次下請以降も含む。)について記載すること。

Signature line table with columns for department head, chief, and others.